

質問回答書

業務名	奄美市認定こども園整備事業（住用地区・笠利地区）（仮称）設計・施工一括発注方式事業者選定支援業務委託	
質問事項		回答
<p>笠利地区認定こども園について、委託仕様書及び基本構想に記載されている情報は、以下のとおりです。太陽が丘総合運動公園内のどの位置に整備を予定されているのでしょうか。整備予定地の情報等（位置図、地番、敷地面積等）について、情報提供は可能でしょうか。</p> <p>（仕様書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奄美市笠利町大字万屋地内（笠利地区認定こども園） <p>（基本構想）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽が丘総合運動公園敷地内 <p>（質問受付：令和5年6月1日）</p>		<p>笠利地区の認定こども園整備予定地は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在、面積 奄美市笠利町大字万屋字川ラ勝 1164-1（17,955 m²） ・位置図は追加資料として別途公表いたします。
<p>業務委託仕様書 p.2「5. (7)」において、「再委託先及び再委託する業務内容は、原則、本業務に係る技術提案書に記載された内容からの変更は認めない。」とあるが、企画提案書提出時点で再委託先を決定している必要があるのか。必要な場合、業務実施体制表等には、再委託先の名称と当該再委託先の技術者氏名まで記載する必要があるかご教示ください。</p> <p>また、業務を進めるうえで再委託が必要と判断された場合、再委託に付することは原則不可能なのかもあわせてご教示ください。</p> <p>（質問受付：令和5年6月2日）</p>		<p>企画提案書提出時点で再委託先を決定している必要はございません。</p> <p>業務を進めるうえで再委託が必要と判断された場合、再委託に付することは可能です。（業務委託仕様書 p2「6. (3)」）</p>
<p>成果品について、公表資料として製本するものは、公表時期に提出する「公表資料等」のみでよろしいかご教示ください。</p> <p>また、DB事業者選定結果報告書の資料編として、選定委員会資料、発言録、議事録等があげられているが、本編として製本するものは講評程度よいか、ほか想定されるものがあればご教示ください。</p> <p>概要版についても、イメージ（記載内容）があればご教示ください。</p> <p>（質問受付：令和5年6月2日）</p>		<p>成果物について、仕様書に記載のない詳細については双方の協議により決定します。（業務委託仕様書 p7「5. (1)」）</p>